三菱食品サプライチェーンマネジメントガイドライン

当社は、企業理念である三綱領（所期奉公・処事公明・立業貿易）とともに、パーパスとして「食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献する」ことを掲げています。
「サステナビリティ方針」においても、人権の尊重、国際ルールや関連する法令の遵守、地球環境の保護を含む社会課題の解決等を宣言しており、持続可能な社会の実現に向け最大限努力します。

１．基本原則

食のビジネスを通じて持続可能な社会の実現に貢献するべく次世代食品流通業への進化を図る三菱食品にとって、持続可能なサプライチェーンの確保は重要な課題の一つと認識しています。
三菱食品では、人権・労働問題・地球環境等への取り組みの方針となる「三菱食品サプライチェーンマネジメントガイドライン」を制定しました。三菱食品の基本的な考え方を全てのサプライヤーへ開示し、以下に定める項目の理解と実践を求め、強靭でサステナブルなサプライチェーンを目指します。

(1) 強制労働の禁止

全ての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない。

(2) 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせてはならない。

(3) 安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供

従業員に対して、安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供に努める。

(4) 従業員の団結権及び団体交渉権の尊重

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権及び団体交渉権を尊重する。

(5) 差別の禁止

雇用における差別をなくし、職場における機会均等と処遇における公平の実現に努める。

(6) 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待や各種のハラスメント（嫌がらせ）をはじめとする過酷で非人道的な扱いを禁止する。

(7) 適切な労働時間の管理

従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理し、過度な時間外労働を禁止する。

(8) 適切な賃金の確保

従業員には少なくとも法定最低賃金を遵守するとともに、生活賃金以上の支払に努める。また、賃金の不当な減額を行わない。

(9) 公正な取引と腐敗防止の徹底

国内外の関係法令を遵守し、公正な取引及び腐敗防止を徹底する。

(10) 地球環境への配慮

事業の遂行に際しては、地域社会及び生態系への影響にも考慮し、地球環境の保全に努める。特にエネルギー使用効率・温室効果ガス排出を含む気候変動課題・資源の有効活用・廃棄物削減・大気や土壌、河川及び海の汚染・水使用に配慮する。

(11) 情報開示

上記に関する適時・適切な情報開示を行う。

2. モニタリング

本ガイドラインの遵守状況を把握するため、全てのサプライヤーとのコミュニケーションに努めます。

3. 当社サプライチェーン上の人権・環境デューデリジェンス

当社では、持続可能なサプライチェーン・マネジメントの観点から、隔年に 1 回、当社のサプライヤーを対象として、人権・労働問題・地球環境等への取り組みの方針となる「三菱食品サプライチェーンマネジメントガイドライン」の遵守状況について調査（「サプライチェーンアンケート」）を実施することで、各サプライヤーのリスク要因を把握するとともに、その結果に基づき、調査の翌年にサプライヤーとのコミュニケーション、是正対応を行う方針としております。

【2024 年度】
サプライチェーンへの影響度を勘案し、原則として全商品製造委託先、及び物流業務委託先の内、取引金額の大きい上位 100 社（調査対象のサプライヤー合計 228 社）を選定しました。アンケート調査では、「三菱食品サプライチェーンマネジメントガイドライン」の内容に基づくサプライヤーの環境・社会・ガバナンスに関する実態調査に加えて、人権リスクに関するテーマに特化した確認を行うことで、サプライチェーン上の人権リスク洗い出しを進めています。

【2022 年度】
調査対象とするサプライヤーはサプライチェーンへの影響度を勘案し、国内の商品仕入先、商品製造委託先、物流業務委託先の内、夫々取引金額の大きい上位数十社と一部海外取引先（調査対象のサプライヤー合計 109 社）を選定しました。アンケート調査では、「三菱食品サプライチェーンマネジメントガイドライン」の内容に基づき従業員に対する強制労働・児童労働や差別の禁止、従業員の団結権の尊重、環境保全、情報開示等を中心に、各サプライヤーの属する業界特有の課題を洗い出し、リスク評価を行っています。また、人権・環境デューデリジェンスの実効性を担保すべく、各サプライヤーの回答結果を基に、課題を抱えるサプライヤーとともに改善に取り組めるような仕組みの導入を検討しています。

4. サプライヤーとのコミュニケーション／エンゲージメント

サプライヤーに対しては、「三菱食品サプライチェーンマネジメントガイドライン」をホームページ上で公開し共有しています。また、当社の契約書雛型※において、サプライヤーに本ガイドラインを遵守することをお願いしています。さらに、上述の通り、サプライチェーンアンケートを実施し、本ガイドラインへの遵守状況を含め、サプライヤーの活動状況の確認を行っています。
※ 商品売買契約書、商品製造委託契約書、商品輸入契約書、物流業務委託契約書

2023 年度には、「三菱食品サプライチェーンマネジメントガイドライン」に対するサプライヤーの理解促進及び、環境負荷の低減に向けた取り組みをサプライヤーと協働して促進していくきっかけとすることを目的に、2022 年度サプライチェーンアンケートの対象企業のうち商品製造委託先・物流業務委託先を対象に、web 勉強会を開催しました（33 社、37 名が参加）。同勉強会では、「強制労働の禁止」「公正な取引と腐敗防止の徹底」「地球環境への配慮」といった人権・労働問題・地球環境等への取組方針を定めた「三菱食品サプライチェーンマネジメントガイドライン」の内容理解のほか、今後、特にサプライチェーン全体で取り組む必要がある環境対応についてお願いすることで、サプライヤーの意識向上と取り組みの推進を図っています。
さらに、希望のあった 2 社に対しては、温室効果ガス排出抑制施策を含む気候変動課題に対する理解の深化・取り組みの推進を目的として、個別の対話も実施しました。

5. 遵守違反への対応

本ガイドラインに違反する事例が確認された場合には、対象となるサプライヤーに是正措置を求めるとともに、必要に応じて、サプライヤーへの指導・支援を行います。

2022 年度に「環境」「社会」「ガバナンス」各分野におけるサプライヤーのリスク要因を把握するために実施した「三菱食品サプライチェーンマネジメントガイドライン」の遵守状況に関するサプライチェーンアンケートにて、法令違反に該当する回答が確認された企業（2 社）に対して、2023 年度に個別ヒアリングを実施し、斯かる事実はないことを確認しました。
今後も、サプライチェーンアンケートにて不適合／不適切な回答が確認された場合には、個別ヒアリング等を実施したうえで、必要に応じて是正措置を求めるとともに、指導・支援を行ってまいります。